

議案第15号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 乳児等通園支援事業利用料 認定こども園条例第8条に規定する乳児等通園支援事業に係る利用料をいう。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（一時保育料及び乳児等通園支援事業利用料）</p> <p>第5条 一時保育料<u>及び乳児等通園支援事業利用料</u>は、子ども1人1時間につき300円とする。</p> <p>（保育料、時間外保育料、<u>一時保育料及び乳児等通園支援事業利用料</u>の納付）</p> <p>第6条 保育料、時間外保育料、<u>一時保育料及び乳児等通園支援事業利用料</u>（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>（保育料等の免除）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 認定こども園条例第5条に規定する時間外保育を利用する世帯、<u>認定こども園条例第6条に規定する一時保育を利用する世帯</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（一時保育料）</p> <p>第5条 一時保育料は、子ども1人1時間につき300円とする。</p> <p>（保育料、時間外保育料<u>及び一時保育料</u>の納付）</p> <p>第6条 保育料、時間外保育料<u>及び一時保育料</u>（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>（保育料等の免除）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 認定こども園条例第5条に規定する時間外保育を利用する世帯<u>及び認定こども園条例第6条に規定する一時保育を利用する世帯</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>及び認定こども園条例第8条に規定する乳児等通園支援事業を利用する世帯</u>が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（保育料等の滞納に関する措置）</p> <p>第9条 町長は、保育料等の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料等の納入義務者が滞納している場合には、当該児童の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> | <p>が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（保育料の滞納に関する措置）</p> <p>第9条 町長は、保育料の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料の納入義務者が滞納している場合には、当該児童の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。